

お子さんが受けられる支援

夏休みのような
長いお休みの間
1日子どもをみて
くれるところって
ありますか？



障がいのあるお子さんが地域で安心して生活を送るために利用できるさまざまなサポートがあります。それらのサポートは、障がい者手帳の交付を受けていなくても、利用できる場合があります。まずは、ご相談ください。※この章では、主に学校を卒業するまでのお子さんを対象とした支援を紹介しています。学校卒業後については、p.54～をご覧ください。

■ サービス受給者証について ■

サービスの内容によって①児童通所(ピンク色)、②福祉サービス(水色)、③地域生活支援(緑色)の3つの受給者証があります。



受給者証

児童通所支援サービス

申請により、サービスが利用できる「通所受給者証(ピンク色)」が交付されます。

● 児童発達支援

0歳児から小学校に入学する前までのお子さんに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

● 放課後等デイサービス

学校(小、中学校、高等学校など)に通っているお子さんに、放課後や休みの日に生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

● 保育所等訪問支援

お子さんが通っている保育所(園)、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

● 医療型児童発達支援

身体が不自由で理学療法などの訓練又は医療的管理下で支援が必要な0歳児から小学校に入学する前までのお子さんに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練や治療を行います。

● 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいがあり児童通所支援を受けるために外出することが困難なお子さんに対し、ご自宅へ訪問し日常生活における基本的な動作の指導等を行います。

受給者証

障がい福祉サービス

申請により、サービスが利用できる「障がい福祉サービス受給者証(水色)」が交付されます。

● 居宅介護

自宅で入浴、排泄及び食事の介護などの支援を行います。

● 短期入所

自宅で介護をする方が病気の場合などに、短期間、施設で入浴、排泄、食事の介護などを行います。

● 行動援護

知的障がい又は精神障がいの方に、外出時の介護、排泄及び食事の介護などを行います。

● 同行援護

視覚障がいの方に、移動に必要な情報提供や援助を行います。

● 重度障がい者等包括支援

常に介護が必要な寝たきりの状態にある方などに、包括的なサービスを提供します。

受給者証

地域生活支援サービス

申請により、サービスが利用できる「地域生活支援サービス受給者証(緑色)」が交付されます。

● 移動支援事業

屋外での移動が困難な方に外出のための支援を行います。

● 日中一時支援事業(p.29)

障がいのある方の日中における活動の場を提供しながら、家族のお仕事や一時的な休息を支援します。